

亀山市協働の指針（案）パブリックコメント結果（ご意見と市の考え方）

募集期間：平成20年2月1日～3月3日

（意見の提出人数1名、提出件数2件、反映件数0件）

N O	区分	ご意見	市の考え方
1	<p>第1章 協働の理念</p> <p>1. 協働とは？</p> <p>したがって、協働とは、「市民が互いに、また市民と行政が、それぞれの持つ特性を活かしながら、役割分担・連携・補完・協力を図り、住みよいまちにするという共通の目的に向かって、対等の意識で共に取り組むこと。」《協働の理念》です。</p>	<p>この指針は、行政ができないことを市民が変って行うという「行政上位」の考え方がまだまだ抜けきれていないと思います。</p> <p>行政は、市民の負託を受けて、市民に対して等しい公共サービスを提供する立場にあると考えます。</p> <p>よって、協働の理念は、次のようにすべきと思いますが如何でしょうか。</p> <p>【したがって、協働とは、「市民が互いに、また市民と行政が、それぞれの持つ特性を活かしながら、役割分担・連携・補完・協力を図り、住みよいまちにするという共通の目的に向かって、対等の意識で共に取り組むこと。」《協働の理念》であり、行政は、その立場を生かして、市民の協働活動に対して、法令的、財政的及び技術等専門的な裏づけを担保することとする。】</p>	<p>市は、地方自治法に規定されている「住民の福祉の増進を図ることを基本として、自主的かつ総合的に行政事務を実施する役割」を担っています。</p> <p>この前提のもと、「市民相互の協働」と「市民と行政の協働」の二つの協働がともに活発に展開される社会を築くことが必要であると考えています。以上のことから、「市民が互いに、また、市民と行政が」と「行政」を記載しています。</p> <p>また、役割分担については、市民と行政の協働において、役割分担を明確にすることが信頼関係を構築することになり、協働を円滑に、より効果的に推進していくことになることから、「役割分担・連携・補完・協力を図り」と記載しています。</p> <p>そして、この協働の意味を共有し、実践につなげていくために、協働の理念と表現しています。</p> <p>なお、必要に応じて「市民相互の協働」においても、行政は直接的、間接的にバックアップしていきたいと考えています。</p>

N O	区分	ご意見	市の考え方
2	<p>第3章 協働の更なる推進のために</p> <p>1. 協働事業提案制度</p> <p>参考資料 資料2 協働事業へのフローシート(流れ) [図7]</p>	<p>前記の理念に立てば、協働事業提案制度において、提案者は一市民（当然、市民団体、企業を含む）になるでしょう。これを踏まえて、次のスキーム（別紙1）を提案します。</p> <p>このスキームは、事務局の作業が大変と思います。しかし、よい提案は、可能であれば市域全体で取り組む必要があることと、制度の透明性、客観性、公正を確保するために手続きの多さは止むを得ないと考える。</p>	<p>協働事業提案制度は、提案事業を選定することに主眼を置いているのではなく、提案内容の実現性を高め、事業の実施に向けて力を合わせていく仕組みとして導入するものです。</p> <p>したがって、資料2 [図7] は、市民提案、行政提案が可能なこと、提案制度の調整・協議の場を設けていること、最後に評価と改善の場を持つことで更なる次の協働事業への糧にしていくことを表しています。</p>

別紙1

